

## **[事案 27-117] 損害賠償等請求**

・平成 27 年 12 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約転換時、転換により契約者貸付が消滅するとの誤った説明があったこと等を理由に、転換時の契約者貸付相当額の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 2 月に転換した終身保険について、以下の理由により、転換時の契約者貸付相当額または転換により増加した分の保険料を支払ってほしい。

募集人から、契約転換すれば契約者貸付が消滅する旨の説明を受けて、平成 25 年 2 月に終身保険に契約転換したが、実際は、転換後も契約者貸付は消滅しなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が転換時に受けていたカードを利用した契約者貸付は、転換前契約とは無関係の他の既契約の子供保険についてであり、終身保険に転換しても契約者貸付には影響が無い。
- (2) 募集人は、転換により契約者貸付が消滅するなどという、虚偽の説明はしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社による説明義務違反（募集人による虚偽の説明）は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。